

令和3年度行政事業レビューシート (内閣官房)

事業名	新型インフルエンザ等対策経費			担当部局庁	内閣官房副長官補		作成責任者		
事業開始年度	平成25年度	事業終了 (予定)年度	終了予定なし	担当課室	新型インフルエンザ等対策室		企画官 野田 博之		
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成二十四年五月十一日法律第三十一号) 第12条、第13条			関係する 計画、通知等	新型インフルエンザ等対策政府行動計画				
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法第31号。以下「特措法」。)に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、対策の司令塔となる国において実践的訓練を行うことにより、国としての対処能力の向上や行動計画の精度の向上を図る。								
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	新型インフルエンザ等対策は、医療提供機関のみならず、特措法第12条において、国、都道府県、市町村、指定公共機関、住民等が緊密に連携して訓練を行うべき旨、定められているところである。訓練内容については、病原性、感染によりダメージを受けやすい層、感染拡大の状況や発生の時期、まん延による社会活動が受けるダメージの状況など、想定すべき事項が複雑・多岐に渡るものであるため、対策の司令塔となる政府対策本部において、訓練の前提となるシナリオを作成した上で実施し、同時に訓練成果の評価を客観的に行う事業である。これにより、関係省庁における制度上の手続き及び役割に関する知識を深化させ、努力義務のある都道府県・指定公共機関等に対し、訓練の実施を促し、また、広く情報発信することで同対策の重要性について、国民への普及・啓発を行い、もって、地方公共団体を含めた国全体としての対処能力の向上や行動計画の精度の向上を図り、新型インフルエンザ等発生時の適切な対応を確保していくものである。								
実施方法	直接実施								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度要求		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	3	2	3	3	3		
	執行額	0.9	0.6	0					
	執行率(%)	30%	30%	0%					
当初予算+補正予算に対する 執行額の割合(%)	30%	30%	-						
令和3・4年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	令和3年度当初予算	令和4年度要求	主な増減理由					
	職員旅費	1	1	会議借料単価増のため					
	庁費	0.9	1						
	諸謝金	0.7	0.7						
	委員等旅費	0.4	0.4						
	計	3	3						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度
			成果実績						
			目標値						
			達成度	%					
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)									
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載								チェック	

定量的な成果目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と平成30～令和2年度の達成状況・実績						
	当事業は、国として新型インフルエンザ等への対処能力の向上や行動計画の精度の向上を図るための事業であり、定量的な成果目標、成果指標を設定することが困難である。	令和2年1月30日、閣議決定により新型コロナウイルス感染症政府対策本部が設立され、同年3月13日に改正特措法が施行されたため、各都道府県についても本部を立ち上げて対策実施中であり、令和元年度および令和2年度の訓練達成状況については未計上である。しかし、訓練努力義務を有する都道府県・指定公共機関等において、政府対策本部と連携した対策を滞りなく取られており、対処能力の向上や行動計画の精度の向上を図る本事業の定性的成果があったと見られる。								
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
	全ての関係府省庁、都道府県等に、自ら主催する訓練を実施させるとともに、訓練の質を高め、訓練の質を高めることを目標とする。	関係府省庁及び都道府県等が実施する対策訓練の実施の徹底(最終的には、指定地方公共機関を含む)。	実績			939	-	-		
			目標値		1,913	1,913	1,913	1,923	2,989	
			達成度	%	49	-	-			
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
			実績							
			目標値							
			達成度	%						
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度 活動見込	4年度 活動見込	
	政府対策本部の対処能力の維持・向上を目的に様々なシナリオで訓練を行うものであるから、固定的な活動指標等を定めることは困難であるが、全都道府県及び市町村を対象とした訓練実態調査や訓練視察を通じて、事業目的を達成する。			活動実績	-	-	-	-	-	
				当初見込み	-	-	-	-	-	
単位当たりコスト	算出根拠			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込		
	新型インフルエンザ等対策政府全体訓練(内閣官房主催の訓練及び連携した自治体訓練の視察)にかかる単位あたり費用は右の通り。ただし、訓練の実施のみならず、普及啓発資料の作成やシンポジウムの開催など、様々な機会を活用して事業の目的を達成している。			単位当たりコスト	千円	87	37	-	290	
				計算式	視察費用 視察回数	609,107円/7回	372,989円/10回	-	2975000円/10回	
事業所管部局による点検・改善										
	項目				評価	評価に関する説明				
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。				○	訓練を行うことで、有事の際に政府対策本部としての役割を確実に果していくことが求められている。				
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。				○	特措法第3条では、新型インフルエンザ等が発生したときは、国が自ら対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する旨が定められており、発生に備えた訓練の実施、普及啓発は国の責務であると同時に、地方公共団体等と緊密に連携して取り組む必要があるため。				
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。				○	有事の際に政府対策本部としての役割を確実に果していくために、必要不可欠な事業である。				
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。				○	新型コロナウイルス感染症への対応のため、令和2年度は実績がないが、令和元年度の『新型インフルエンザ等対策担当者説明会』開催に係る会場借料を支出については、他の施設と比較しても安価で少額による随意契約であり、妥当と見られる。				
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。				無					
	競争性のない随意契約となったものはないか。				無					
	受益者との負担関係は妥当であるか。				-					
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。				○	旅費支給規程等に基づいた適正な額である。				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。				-	-				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。				○	事業目的以外の費目・使途は見受けられない。				
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)				○	新型コロナウイルス感染症への対応のため、令和2年度は実績がないが、令和元年度の際は、視察の数等を絞り込む等したこと、視察等の目的地が物理的にさほど遠くなかったため。					
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)				-	-					
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。				○	旅費支給規程等に基づき、必要最低限の経費としている。					

事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		○	国及び地方自治体等の危機対応能力の向上に資しており、成果実績は成果目標に見合ったものとなっている。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	
	所管府省名	事業番号	事業名	
点検・改善結果	点検結果	国費投入の必要は確認でき、事業の効率正・有効性については、事業未実施であるものの、計画上是適切である。		
	改善の方向性	特になし		
外部有識者の所見				
点検対象外				
行政事業レビュー推進チームの所見				
現状通り	事業は未実施であるが、引き続き効果的・効率的な計画をたて、適切な執行に努めること。			
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況				
現状通り	事業が実施された場合は、効果的・効率的な計画を立案し、適切な執行に努めることに留意する。			
備考				

